

宇都宮市浄化槽整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成29年3月29日宇都宮市上下水道局告示第15号。以下「要綱」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(諸様式)

第2条 要綱で定める様式は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書（第8条関係）[様式第1号]
- (2) 浄化槽（第11条）法定検査依頼書（第8条関係）[様式第2号]
- (3) 維持管理に関する誓約書（第8条関係）[様式第3号]
- (4) 居住する建物の生活排水の処理方法に関する申立書（第8条関係）[様式第4号]
- (5) 補助金変更交付申請書（第8条関係）[様式第5号]
- (6) 補助金交付決定通知書（第9条関係）[様式第6号]
- (7) 補助金変更交付決定通知書（第9条関係）[様式第7号]
- (8) 実績報告書（第11条関係）[様式第8号]
- (9) 浄化槽設置工事の施工内容確認書（第11条関係）[様式第9号]
- (10) 補助金交付額確定通知書（第12条関係）[様式第10号]
- (11) 補助金交付請求書（第13条関係）[様式第11号]
- (12) 補助金交付決定取消通知書（第14条関係）[様式第12号]
- (13) 補助金返還請求書（第15条関係）[様式第13号]
- (14) 浄化槽設置資金融資あっせん申込書（第19条関係）[様式第14号]
- (15) 浄化槽設置資金融資あっせん決定通知書（第21条関係）[様式第15号]
- (16) 浄化槽設置資金融資依頼書（第21条関係）[様式第16号]
- (17) 浄化槽設置資金融資あっせん取消通知書（第22条関係）[様式第17号]
- (18) 浄化槽設置資金融資あっせん額決定通知書（第23条関係）[様式第18号]

(資金の融資を行う金融機関)

第3条 要綱第18条第4号で別に定める資金の融資を行う金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 足利銀行
- (2) 栃木銀行
- (3) 宇都宮農業協同組合

(補助対象者)

第4条 本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による記録がされている者が、災害に伴い、新たに浄化槽を設置する場合は、宇都宮市上下水道事業管理者が認める範囲内において、要綱第5条第2項の一部または全部を適用しないことができる。

2 要綱第9条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者が、事故又は災害その他本人の責めに帰すべきでない事由により、交付を決定した日の属する事業年度内における補助事業の完了が困難となった場合は、宇都宮市上下水道事業管理者が認める範囲内において、要綱第5条第2項の一部または全部を適用しないことができる。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月2日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。